

令和6年12月市議会定例会付議事項の主要内容(追加提出分)

	No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容															
1 2 月 1 8 日 提 出 分	1	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者推薦の諮問について	< 氏 名 > 福井 茂樹 < 氏 名 > 堀 加津子 < 氏 名 > 日下部 百合子 < 氏 名 > 中谷 佳史															
	2	議案第 9 1 号	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	< 令和 6 年 1 2 月市議会追加提出予定条例議案概要のとおり > (2、3 ページ参照)															
	3	議案第 9 2 号	令和 6 年度高槻市一般会計補正予算 (第 5 号)	< 補 正 額 > 4, 6 1 2, 0 7 5 千円 < 補正後の総額 > 1 4 7, 7 3 7, 8 6 9 千円 < 繰越明許費 > プレミアム付商品券事業 2, 0 7 6, 6 2 1 千円															
	4	議案第 9 3 号	令和 6 年度高槻市下水道等事業会計補正予算 (第 1 号)	<table><tr><td>< 項 目 ></td><td>< 補 正 額 ></td><td>< 補正後の総額 ></td></tr><tr><td>収益的収入</td><td>3, 0 1 9 千円</td><td>9, 0 1 0, 0 3 3 千円</td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>7, 3 5 5 千円</td><td>8, 8 1 8, 5 6 4 千円</td></tr><tr><td>資本的収入</td><td>3, 0 8 8 千円</td><td>1, 9 5 8, 9 1 8 千円</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>6, 1 7 6 千円</td><td>4, 9 5 6, 7 5 9 千円</td></tr></table>	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >	収益的収入	3, 0 1 9 千円	9, 0 1 0, 0 3 3 千円	収益的支出	7, 3 5 5 千円	8, 8 1 8, 5 6 4 千円	資本的収入	3, 0 8 8 千円	1, 9 5 8, 9 1 8 千円	資本的支出	6, 1 7 6 千円	4, 9 5 6, 7 5 9 千円
	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >																
	収益的収入	3, 0 1 9 千円	9, 0 1 0, 0 3 3 千円																
	収益的支出	7, 3 5 5 千円	8, 8 1 8, 5 6 4 千円																
資本的収入	3, 0 8 8 千円	1, 9 5 8, 9 1 8 千円																	
資本的支出	6, 1 7 6 千円	4, 9 5 6, 7 5 9 千円																	
5	議案第 9 4 号	令和 6 年度高槻市自動車運送事業会計補正予算 (第 1 号)	<table><tr><td>< 項 目 ></td><td>< 補 正 額 ></td><td>< 補正後の総額 ></td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>9 7, 5 9 6 千円</td><td>4, 0 3 3, 4 7 7 千円</td></tr></table>	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >	収益的支出	9 7, 5 9 6 千円	4, 0 3 3, 4 7 7 千円										
< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >																	
収益的支出	9 7, 5 9 6 千円	4, 0 3 3, 4 7 7 千円																	
6	議案第 9 5 号	令和 6 年度高槻市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	<table><tr><td>< 項 目 ></td><td>< 補 正 額 ></td><td>< 補正後の総額 ></td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>2 4, 2 0 5 千円</td><td>5, 9 6 6, 7 2 6 千円</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>4, 9 3 3 千円</td><td>2, 6 0 5, 3 2 6 千円</td></tr></table>	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >	収益的支出	2 4, 2 0 5 千円	5, 9 6 6, 7 2 6 千円	資本的支出	4, 9 3 3 千円	2, 6 0 5, 3 2 6 千円							
< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >																	
収益的支出	2 4, 2 0 5 千円	5, 9 6 6, 7 2 6 千円																	
資本的支出	4, 9 3 3 千円	2, 6 0 5, 3 2 6 千円																	

令和 6 年 1 2 月市議会追加提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考																										
9 1	一般職の職員の給与に関する条例等 中一部改正について	1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条及び第 2 条関係） 人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日付け）に準じて、一般職の職員の給与について次のとおり改定する。 (1) 給料の引上げ（別表第 1、別表第 2、別表第 4 及び別表第 5 関係） 官民給与の均衡を図るため若年層からおおむね 3 0 歳台後半までの職員を中心として行政職給料表の給料月額を平均 3. 4 %引き上げるとともに、行政職給料表以外の給料表の給料月額については行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。 (2) 初任給調整手当の引上げ（第 1 2 条の 2 関係） (1)による医療職給料表の適用を受ける職員に係る給料月額の引上げに伴い、当該職員のうち採用による欠員の補充が著しく困難であると認められるものとして新たに採用された職員に係る初任給調整手当の上限を月額 2 5 2, 4 0 0 円（現行：2 5 1, 7 0 0 円）に引き上げる。 (3) 期末手当の引上げ（第 2 2 条関係） 期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>令和 7 年度以降</th><th>令和 6 年度</th><th>現 行</th></tr><tr><td rowspan="2">一 般 職 員</td><td>6 月 期</td><td rowspan="2">1. 2 5 月 (0. 7 月)</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">1. 2 2 5 月 (0. 6 8 7 5 月)</td></tr><tr><td>1 2 月 期</td><td>1. 2 7 5 月 (0. 7 1 2 5 月)</td></tr><tr><td rowspan="2">特 定 管 理 職 員 (課長級以上)</td><td>6 月 期</td><td rowspan="2">1. 0 5 月 (0. 6 月)</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">1. 0 2 5 月 (0. 5 8 7 5 月)</td></tr><tr><td>1 2 月 期</td><td>1. 0 7 5 月 (0. 6 1 2 5 月)</td></tr><tr><td rowspan="2">特定任期付職員</td><td>6 月 期</td><td rowspan="2">2. 2 7 5 月</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">2. 2 2 5 月</td></tr><tr><td>1 2 月 期</td><td>2. 3 2 5 月</td></tr></table> (注) 1 特定管理職員＝課長級以上の職員 2 () 内は、定年前三任用短時間勤務職員	区 分		令和 7 年度以降	令和 6 年度	現 行	一 般 職 員	6 月 期	1. 2 5 月 (0. 7 月)	現行どおり	1. 2 2 5 月 (0. 6 8 7 5 月)	1 2 月 期	1. 2 7 5 月 (0. 7 1 2 5 月)	特 定 管 理 職 員 (課長級以上)	6 月 期	1. 0 5 月 (0. 6 月)	現行どおり	1. 0 2 5 月 (0. 5 8 7 5 月)	1 2 月 期	1. 0 7 5 月 (0. 6 1 2 5 月)	特定任期付職員	6 月 期	2. 2 7 5 月	現行どおり	2. 2 2 5 月	1 2 月 期	2. 3 2 5 月	公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。 ただし、1 (3) 及び(4)並びに 2 のうち令和 7 年度以降に係る部分は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
区 分		令和 7 年度以降	令和 6 年度	現 行																									
一 般 職 員	6 月 期	1. 2 5 月 (0. 7 月)	現行どおり	1. 2 2 5 月 (0. 6 8 7 5 月)																									
	1 2 月 期		1. 2 7 5 月 (0. 7 1 2 5 月)																										
特 定 管 理 職 員 (課長級以上)	6 月 期	1. 0 5 月 (0. 6 月)	現行どおり	1. 0 2 5 月 (0. 5 8 7 5 月)																									
	1 2 月 期		1. 0 7 5 月 (0. 6 1 2 5 月)																										
特定任期付職員	6 月 期	2. 2 7 5 月	現行どおり	2. 2 2 5 月																									
	1 2 月 期		2. 3 2 5 月																										

(4) 勤勉手当の引上げ（第23条関係）

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		令和7年度以降	令和6年度	現 行
一 般 職 員	6 月 期	1.05月 (0.5月)	現行どおり	1.025月 (0.4875月)
	12月期		1.075月 (0.5125月)	
特定管理職員 (課長級以上)	6 月 期	1.25月 (0.6月)	現行どおり	1.225月 (0.5875月)
	12月期		1.275月 (0.6125月)	

(注) 1 特定管理職員＝課長級以上の職員

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員

2 特別職の職員の給与に関する条例及び高槻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第3条関係及び第4条関係）

1 による一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分	令和7年度以降	令和6年度	現 行
6 月 期	2.275月	現行どおり	2.225月
12月期		2.325月	

3 高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第5条関係）

1 による一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与を引き上げる。

(附則第10項、別表第1及び別表第3関係)